

確 認 書

私は、次に掲げる学校教育法第9条各号の欠格事由に該当しません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 国立学校、公立学校又は私立学校の教員であって懲戒免職又は分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効日の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定（法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があって、その情状が重いと認められたこと）により免許状取消の処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

氏 名

(直筆サイン)
